

2019

# 農業補助金

## ハンドブック



### 目次

■ 稲作農家の機械導入を支援	・ 水田農業担い手機械導入支援事業	P 2
■ 園芸農家の施設整備を支援	・ 活力ある高収益型園芸産地育成事業	P 3
■ 畜産経営の強化を支援	・ ふくおかの畜産競争力強化対策事業	P 4
■ 農業経営のための融資	・ 農業制度資金	P 5
■ 担い手への農地貸付を支援	・ 機構集積協力金	P 6
■ 耕作放棄地の再生を支援	・ 耕作放棄地有効活用事業補助金	P 7
■ 直売所の連携と活性化を支援	・ 直売所活性化事業補助金	P 8
■ 担い手農家支援事業	A：経営改善事業	P 9
	・ ①農業用機械の導入を支援	
	・ ②農業用施設の整備・改修・改良を支援	
	・ ③農業に関する調査・研究を支援	
	B：新規就農者支援事業	
	・ ①新規就農者の定着を支援	

問い合わせ

農業振興課 ☎332-2087

E-mail: [nogyoshinko@city.itoshima.lg.jp](mailto:nogyoshinko@city.itoshima.lg.jp)

Fax321-0922

URL: <http://www.city.itoshima.lg.jp/>

糸島市 農業振興課 (令和元年8月1日発行)

# ■ 稲作農家の機械導入を支援



## 水田農業担い手機械導入支援事業(県事業)

水田農業（米・麦・大豆）の規模拡大及び生産コストの低減に取り組む担い手に対して、高性能農業用機械導入の支援を行います。

**補助対象者** 認定農業者を含む3戸以上の農家で組織される農業者団体、農業生産法人、農業協同組合など。または、認定農業者

対象者	農業者団体、農業生産法人、 農業協同組合など	認定農業者
目標 及び報告	農業用機械の効率的な活用による生産コスト低減の目標値（1年後に達成）を定め、 <u>3年間機械使用状況等を報告すること。</u>	
経営面積	20ha以上	15ha以上 （中山間地域は8ha以上）
ほ場整備	実施地区の概ね8割以上がほ場整備を完了していること。	
構成員	認定農業者を含む 3戸以上の団体	認定農業者
対象農地	実施地区が農業振興地域内の農用地区域であること。	

### 補助対象事業

- ① コンバイン
- ② 乗用田植機
- ③ 乗用管理機
- ④ 乗用トラクター（原則70PS級程度まで）
- ⑤ ①～④の付属機械器具
- ⑥ その他（個別に相談ください）

### 補助対象経費

補助対象事業 ①～⑥ の取得費用

### 補助金額

補助対象経費の1/2以内（消費税相当額は除く）

### 申請方法

申請を希望される場合は、農業振興課まで相談ください。

※ 本事業は、3年ごとに行う「補助事業の実施希望調査」の回答に基づき計画的に実施しています。

※ 次回の「補助事業の実施希望調査」は令和元年度中に行う予定です。

# 園芸農家の施設整備を支援



## 活力ある高収益型園芸産地育成事業(県事業)

園芸農業（野菜・果樹・花き）の規模拡大、生産コストの低減に取り組む担い手に対して、施設の整備や省力機械の導入を支援します。

### 事業内容

下記に取り組む農家のための、施設の整備や改修の支援

- ① 市が定める重点品目の産地強化
- ② 中山間地域の特性を生かした園芸農業の振興
- ③ 燃油削減などの省エネルギー化
- ④ 雇用労力を活用した規模拡大
- ⑤ 6次産業の取組み
- ⑥ 高温期の栽培環境の改善
- ⑦ 法定耐用年数を超過した施設の改修、補強
- ⑧ 5年以内に改植した果樹園の棚・機械の導入

### 補助対象者

認定農業者、農業協同組合、営農集団（3戸以上、うち1戸以上は認定農業者）  
（⑦の場合は、認定新規就農者も含む）

### 補助対象事業

ハウス（本田・育苗用）の新設・改修、給排水施設、光合成促進装置、遮光遮熱カーテン、内張りカーテン、換気施設、循環扇、暖房機、高設栽培施設、防虫・防鳥保護施設、流通・加工施設、運搬用・栽培管理用・耕土改良用・防除用機械、果樹棚などの導入や整備

### 補助対象経費

施設の改修・整備に使う資材費・工事費や附帯施設の機材費・資材費・取付工事費、新規導入機械の導入費用など

### 補助金額

補助対象経費の1/2以内または1/3以内（消費税相当額は除く）

1/2 → ②、④、⑧（マルチ等は除く）の全対象者

①、⑤、⑦の営農集団

③、⑦で中山間地区の全対象者

1/3 → 上記1/2対象以外の場合

### 申請方法

農業振興課で実施希望調書を受け取り、書類を記入のうえ、見積書や耕作地一覧、図面、カタログと一緒に農業振興課に提出（受付は随時）

⇒ 8月までの要望は、次年度以降の対象になります。

# ■ 畜産経営の強化を支援

## ふくおかの畜産競争力強化対策事業(県事業)

畜産経営の飼養規模拡大、または畜産物の生産量増加に取り組む担い手に対して、畜舎等の施設整備や省力機械等の導入を支援します。



**補助対象者** 畜産業を営む認定農業者、認定新規就農者など

**補助対象事業** 施設整備や機械導入など、下記の取組み

- ① 畜舎の新設・改修（牛床マット、ステンレス飼槽、ストール等）
- ② 畜舎の暑熱対策（細霧装置、送風機、断熱屋根等の設置）
- ③ 飼料用機械の導入（飼料刈取機、飼料運搬機、飼料裁断機等）
- ④ 家畜排せつ物処理施設・機械の導入（堆肥舎・乾燥施設・浄化槽等）

※飼養規模拡大に伴う家畜排せつ物処理が対象となります。

※施設整備を行った場合、農業保険に加入する必要があります。

**補助金額** 補助対象経費の1/3以内（消費税相当額は除く）

## その他、畜産関係の支援

その他、能力の高い家畜の導入を支援するための事業として、下記の支援もあります。

- ① 優良家畜導入支援事業（県事業）
- ② 博多和牛ブランド強化対策事業（県事業）

**補助対象者** 畜産業を営む認定農業者など

<b>補助対象家畜 及び補助金額</b>	・乳用牛受精卵の採卵	50,000 円/頭（定額）
	・乳用牛受精卵の移植	7,500 円/頭（定額）
	・繁殖和牛雌牛の導入	52,000 円/頭（定額）
	・博多和牛肥育もと牛の導入	52,000 円/頭（定額）



**申請方法** 申請を希望される場合は、農業振興課に相談ください。

⇒ 申請は、随時受け付けていますが、事業の実施時期については希望に添えない場合があるため、要望の計画的な申請をお願いします。

# 農業経営のための融資



## 農業制度資金(国事業)

農業制度資金とは、農業者が農業を行うために必要な資金を融通する制度です。

**資金内容** 資金の種類や内容などは、下表のとおり

資金の種類	内容	融資機関	対象者	貸付限度額	金利(注1)	償還期限 (据置期間)
農業近代化資金	経営改善のための機械購入、施設整備、長期運転資金等	農協等	認定農業者 認定新規就農者 主業農業者(注2)等	個人 1,800万円 法人 2億円	0.11~0.2% ・償還終了まで 利子助成あり (最長15年)	15年以内 (7年以内)
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	経営改善のための農地取得、機械購入、施設整備、長期運転資金等	公庫等	認定農業者	個人 3億円 法人 10億円	0.16~0.2% ・貸付当初5年間 利子助成あり (予算の範囲内)	25年以内 (10年以内)
青年等就農資金	農業経営安定に必要な機械購入、施設整備等	公庫等	認定新規就農者	3,700万円	無利子	12年以内 (5年以内)
農業改良資金	新技術や新作物の導入等、新分野へチャレンジする場合に必要な資金等	公庫等	個別法(注3)に基づく農業改良資金融通法の特別適用者	個人 5,000万円 法人 1.5億円	無利子	12年以内 (5年以内)

(注1) 金利は、令和元年6月19日現在のものです。

(注2) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半を占めていること、または農業粗収益が200万円以上であることなどの条件を満たすものをいいます。

(注3) 「個別法」とは、持続農業法、農商工等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、6次産業化・地産地消法をいいます。

※代表的な制度資金のみを紹介しています。また、制度利用にあたっては、別に要件がありますので、ご確認ください。

**申請方法** 借入申込みは、随時受け付け中

⇒ 申し込み先は、資金の種類によって異なるため、お近くの農業協同組合や日本政策金融公庫、その他融資機関にお問い合わせください。

**問い合わせ ● 糸島農業協同組合各支店、日本政策金融公庫 451-1780**

# 担い手への農地貸付を支援

## 機構集積協力金(国・県事業)

農用地の利用権設定では、農地中間管理機構（機構）を活用すると、一定の要件を満たせば国や県から交付金が支給されます。利用できる事業は、地域集積協力金、経営転換協力金、農地集積交付金のいずれかです。



**交付内容** 交付金の種類や内容などは、下表のとおり

交付の種類	交付対象	交付要件	補助金額
地域集積協力金 (国事業)	◎地域への支援 人・農地プランのエリアに含まれている、地域内のまとまった農地を推進機構に貸し付けて担い手への農地集積・集約化を図る場合	交付対象農地の一定割合が機構に貸付けられること。交付対象農地の1割以上が新たに担い手に集積されること等。	1.0万円～ 2.8万円 /10a
経営転換協力金 (国事業)	◎離農や縮小による農地の貸し手への支援 機構に農地を貸し付けることで離農、または農業部門が減少する人	全ての自作地(計10a未満までを除く)を10年以上、機構を経由して担い手に貸し付けられること等。	1.5万円/10a (上限: 50万円/戸)
農地集積交付金 (県事業)	◎貸し手への支援 機構の借受農地や借受希望者が経営する農地に隣接、または2筆以上隣接し、過去に借受希望者が借りた実績がない農地の貸し手	左記対象農地を3年以上、機構を経由して担い手に貸し付けられること。	2,500円～ 5,000円以内 /10a

**申請方法** 該当する場合は、農業振興課からお知らせします。

# ■耕作放棄地の再生を支援

## 耕作放棄地有効活用事業補助金(市事業)



### 補助対象者

次の「◎」の全ての要件を満たす農業者

- ◎ 農業を営む個人、または農業者等の組織する団体
- ◎ 市内の耕作放棄地を無償借地、または購入して再生作業等を行うもの
  - ・ 農地を耕作放棄状態にした所有者やその世帯員が再生作業等を行う場合は対象外。また、いわゆる「やみ小作」も対象外
  - ・ 農業振興課の現地確認により耕作放棄地であることの確認が必要
- ◎ 再生作業後、当該農地で3年間以上耕作するもの
  - ・ 利用権設定(使用貸借)や農地法第3条(農地の購入)の手続きが必要

### 補助内容

補助金の種類や内容などは、下表のとおり

補助対象	補助金額
農業振興地域内の「農用地」の農地において行う再生作業	再生作業：5万円/10a(定額)
上記以外の農地において行う再生作業 (市街化区域を除く)	再生作業：2万円/10a(定額)

### 申請方法

農業振興課へ対象となる農地の地番をご連絡ください。補助金対象の耕作放棄地に該当するか現地確認を行い、対象となる場合は申請書をお渡しします。  
※草刈り・伐採等を行う前にご連絡ください。

# 直売所の連携と活性化を支援

## 直売所活性化事業補助金(市事業)

「糸島産」の情報発信・販売の拠点である直売所の活性化と相互連携を進めるため、機能向上の取組みやイベントの開催、直売所間の連携事業を支援します。



### 補助対象者

市内に所在する直売所で、年間の販売総額のうち糸島産農林水産物などの割合が、概ね8割以上の店舗を運営する団体または個人

※「直売所」とは、糸島産の農林水産物やその加工品を組織的に販売する、有人で年間を通じて開設している店舗。

### 補助対象事業

#### 【機能拡充事業】

直売所施設の魅力や機能を増進させる取組み

- ・ 設備や看板の設置・改修、ホームページ開設等の費用
- ・ 集荷等に使用する車両や車載用保冷庫の購入費用など

#### 【イベント開催事業】

単独または複数の直売所が連携して開催するイベントなどの取組み

- ・ 特売日の設定やポイントカードの開始などのイベントに伴う費用
- ・ チラシなどの印刷費や広告費、機械や備品などのリース費用
- ・ 複数の直売所が連携して行うイベント開催に伴う費用など

### 補助対象経費

補助対象事業に直接要する経費（販売目的の商品の仕入経費を除く）  
（消費税相当額は除く）

### 補助金額

#### 【機能充実事業】

補助率：1/2以内（上限30万円）

※ただし、補助回数は事業期間(H30~R2)に1回。

#### 【イベント開催事業】

補助率：1/2以内（直売所単体：上限10万円）

1/2以内（直売所連携：上限10万円×連携数。上限50万円）

※ただし、補助回数は1年間に1回。

### 申請方法

申請を希望される場合は、農業振興課に相談ください



## ■担い手農家支援事業(市事業)



### A：経営改善事業

- ①農業用機械の導入を支援
- ②農業用施設の整備・改修・改良を支援
- ③農業に関する調査・研究を支援

### B：新規就農者支援事業

- ①新規就農者の定着を支援

地域農業の活性化と維持・継続のため、その担い手である農業者が、農業経営の拡大や効率化、営農の維持を図ることを目的に行う、農業用機械の購入や農業用施設の整備、農業に関する調査・研究、新規就農者の経営を定着させるための農地の賃借費用などを支援します。

#### 補助対象者

次の全ての要件を満たす糸島市内の販売農家

- ① 市内に住んでいる人、または市内に事業所がある法人等
- ② 市内で農畜産物を生産し、販売(出荷)またはその計画をしていること
- ③ 経営する農地または農業用施設の8割以上が糸島市内にあること
- ④ 市の税金などに滞納がないこと

### A-①農業用機械の導入を支援

#### 補助対象事業

トラクターや田植機、コンバイン等の農業用機械（アタッチメントや中古機械なども含む）の購入

※軽トラック、ダンプ、バックホウ等の幅広い用途に使える機械は対象外です。

#### 補助対象経費

農業用機械の購入にかかる費用（消費税相当額は除く）

#### 補助金額

購入に係る費用の1/2以内（ただし、上限50万円）

※中古機械の場合、上限30万円となります。

### A-②農業用施設の整備・改修・改良を支援

#### 補助対象事業

農業用のハウスや畜舎等の整備・改修・改良などが対象

※設備の単なる更新や倉庫は対象外です。

#### 補助対象経費

農業用施設の整備・改修・改良にかかる費用（消費税相当額は除く）

#### 補助金額

整備（新設）・改良に係る費用の1/2以内（上限50万円）

改修に係る費用の1/2以内（上限30万円）

## A-③農業に関する調査・研究を支援

<b>補助対象者</b>	3人以上で構成される団体 ※ただし、構成員の1/2以上が、この事業の対象者であることが条件となります。
<b>補助対象事業</b>	糸島市農業の問題の解決を目的とした取組み 【例】病害虫まん延予防対策の研究やコスト低減のための実証実験
<b>補助対象経費</b>	調査・研究に要する費用（消費税相当額は除く） ※調査研究とは直接関係のない食糧費などの費用は除きます。
<b>補助金額</b>	調査・研究に係る費用の1/2以内（上限50万円）

## B-①新規就農者の定着を支援

<b>補助対象者</b>	農業経営開始後5年を経過していない新規就農者 今年度中に農業経営を開始する人
<b>補助対象事業</b>	農地の賃借、農業用機械の賃借、パート等の雇用
<b>補助対象経費</b>	補助対象事業に要した費用（消費税相当額は除く） ① 農業経営基盤強化促進法等により賃借権が設定された農地に係る賃借料 ② 農業用機械の賃借に要する賃借料 ③ パート等の雇用に係る人件費 ※賃借等の契約内容に拘らず、対象年度の4月1日～3月31日分が補助対象です。
<b>補助金額</b>	補助対象経費の1/2以内（上限10万円）

## 申請 令和元年度（平成31年度）の募集は終了しました。

- A事業：平成30年度から令和2年度までの3年間に1回限り申請可能  
交付決定前に契約または発注した事業は対象外
- B事業：毎年度申請可能で、A事業との併用申請可能

- その他 予算額を超える申請があった場合は、次に掲げる計画を優先します。
- ① 遊休農地等利用促進に取り組む計画
  - ② 障がい者や生活困窮者の雇用や受入れを計画
  - ③ 雇用の拡大、または研修生の受入れを計画
  - ④ 市内小中学校に給食食材を納品、または納品を計画